桜井市庁用バス運行管理及び整備管理業務仕様書

表記上の注意：業務委託者桜井市を「甲」とし、受託者を「乙」とする。
：業務委託の対象となる庁用バスを「管理車両」という。

（管理車両の概要）

第１条　管理車両は下記表のとおりで、保管場所は桜井市役所（桜井市大字粟殿４３２番地の１）敷地内となっているが、令和７年８月までに、管理車両の入替を行う予定である。

（現行車両）

車両名	大型バス（現行）
登録番号	奈良２３０さ３２１
初年度登録年月	平成１４年１２月
種別用途	普通・乗合
型式	ＫＫ－ＭＭ８６ＦＨ
総排気量	７．５４Ｌ
乗車定員	４２人

（入替予定車両）

メーカー名	いすゞ
車種	GALA RU2AHDN-FNDDAB-KL
初年度登録年月	令和７年
総排気量	5,123cc
乗車定員	42 人

（委託業務内容）

第２条　委託する管理車両の運行管理及び整備管理業務の内容は、次のとおりとする。

（１）運行管理業務

①　甲が送付する資料に基づく管理車両運行計画の確認及び調整

②　運行計画に基づく管理車両の運転

（２）整備管理業務

①　管理車両の洗車及び清掃・整備及び修理（車検に伴う整備を含む）

②　管理車両の車検及び法定点検

③　管理車両の給油（軽油）

④　消耗品の補充・交換及び管理

⑤　備品の補充・交換及び管理

⑥　任意保険の加入
⑦　運行により生じた事故の処理
⑧　自社による整備管理者の設置
⑨　その他前各号に付帯する事項

（運行管理業務の基本事項）
第３条　運行管理業務に係る基本事項は、次のとおりとする。
（１）契約期間　　令和７年７月１日から令和１０年７月３１日まで
（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）
（２）履行期間　　令和７年８月１日から令和１０年７月３１日まで
（３）運行日数　　「第２条（１）－①」に基づいて甲が乙に依頼した日数
（４）運行時間　　「第２条（１）－①」に基づいて甲が乙に依頼した日数
（５）委託時間
①　委託開始時刻は甲が指定した時刻とする。
（配車場所までの所要時間を考慮した時刻とする。）
②　委託終了時刻は、運行後の清掃作業等が終了した時刻とする。
③　単位は、分とする。
④　１日の勤務時間が２時間未満の場合は、２時間とする。

（委託料）
第４条　本業務の委託料は、次のとおりとする。
（１）運行管理業務の委託料（以下「運行管理業務委託料」という。）は、委託時間に対する１時間あたりの単価として定める。
（２）整備管理業務の委託料（以下「整備業務委託料」という。）は、履行開始日から履行終了日までの総額として定める。

（委託料の算定及び支払）
第５条　委託料の算定及び支払いは、次のとおりとする。
（１）運行管理業務委託料の算定及び支払いは、次のとおりとする。
①　運行管理業務委託料は、前条（１）で定めた額に月毎の合計委託時間を乗じた金額とする。ただし、月毎の合計委託時間に生じた３０分未満の超過時間分については、切り捨てるものとする。また、１日あたりの勤務時間が８時間を超過した場合、超過した時間に対して、１時間当たりの単価に０．２５を乗じた単価（１円未満切り捨て）を乗じた金額（１円未満切り捨て）を加算する。
②　委託料は毎月払いとする。乙は前項の額に消費税及び地方消費税（１円未満切り捨て）を加算した金額を、甲に請求するものとし、甲は請求のあった日から３０日以内に支払うものとする。
（２）整備業務委託料は、委託月数の月割計算により算出した額（端数が生じる場合は最終月

で調整するものとする。）を、毎月業務終了後に支払うものとする。

（経費の負担）

第６条　本業務遂行に係る経費のうち、備品・消耗品、車検等の点検整備、修繕及び自動車保険については、乙の負担とする。詳細な区分については、費用負担区分書（別紙１）のとおりとし、甲の負担する実費相当額については、乙が甲に請求する。

（運行手順）

第７条　運行管理業務の手順は、次のとおりとする。

（１）甲は、運行計画の策定を行う。

（２）甲は、運行計画を前月の２５日までに乙に通知する。また、通知以降に当該月の運行計画の変更又は追加があった場合、その都度乙に通知するものとする。

（３）甲からの運行計画の通知に基づき、乙は必ず運行を行う。

（４）乙は、甲から指示のあった運行計画に基づき運行管理業務を遂行する。

（５）運行管理業務完了後、乙は運行内容を甲に報告するものとする。

（６）乙は、バス運行日誌を作成し、甲に提出する。

（本業務に関する留意事項）

第８条　本業務に関する留意事項は次のとおりとする。

（１）乙は、善良な管理者の注意をもって管理車両の管理、保管を行い、本業務以外の目的に使用してはならない。

乙が行う管理車両の管理は、運行前点検から運行後点検・清掃終了までとし、常に管理車両の清潔を保ち、適正な注油、簡易な修理・調整等を自ら行い、点検整備に努めなければならない。

（２）乙は、管理車両に故障又は事故が発生したときは、道路交通法７２条に基づく適切な措置を講じた後、速やかに甲に報告することとし、その対応を協議すること。

（３）乙は、運行の途中で一時駐車するときは、管理車両から離れてはならない。ただし、やむを得ない理由で管理車両から離れる場合には、盗難及び損傷防止のための措置を講じなければならない。

（４）乙は、管理車両を亡失又は損傷を受けた場合は、直ちに最寄の警察署又は、派出所に届けるほか、臨機の処置をとり、速やかにその旨を甲に報告することとし、その対応を協議すること。

（５）乙は、運行時間の終了後は、直ちに指定された場所に管理車両を保管しなければならない。

（任意保険）

第９条　乙は、次の保険が保証される任意保険に加入すること。

（１）対人賠償：無制限

（２）対物賠償：無制限
（３）搭乗者保険：１０００万円

（損害賠償）
第１０条　乙は、本業務の遂行にあたり、故意又は過失により甲及び第三者に対して損害を与えた場合には、賠償の責めを負うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）
第１１条　乙は、本業務により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委任又は下請負の禁止）
第１２条　乙は、「第２条（１）及び（２）⑧」の業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

（その他）
第１３条　その他の事項については、次に定めるとおりとする。
（１）仕様書に記載されていない事項であっても、本業務に付随して実施しなければならないと認められるものについては、乙はこれを実施すること。
（２）乙は交通法規を熟知のうえ、遵守しなければならない。
（３）乙は、職務遂行には全力を挙げ、かつ安全運転に努め、いかなる場合も甲の名誉を傷つける行為をしてはならない。
（４）甲及び乙は、労働基準法その他労働関係法令に反しないよう注意すること。
（５）契約業者は、当該契約によって知り得た秘密情報を漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除されても同様とする。
（６）業務遂行にあたり、本仕様書に定めのない事項の整理が必要となったとき、もしくは緊急の事態が発生した場合には、その都度、双方誠意をもって協議し、合意に基づき実施すること。

（別紙1）

費 用 負 担 区 分 書

甲：委託者（桜井市） 乙：受託者

項　　目	甲	乙	項　　目	甲	乙
１ 法定点検整備			４ 燃料及び油脂		
・車検（法定点検）整備代		○	・燃料（軽油）	○	
・自動車税	－	－	・エンジンオイル		○
・自動車重量税		○	・ギアオイル		○
・自動車賠償責任保険		○	・ブレーキオイル		○
・自動車損害賠償保険（任意保険）		○	・フラッシングオイル		○
			・グリスアップ		○
２ 一般整備・修理					
・経年劣化した本体部品、付属品取替	○		５ 消耗品		
・オプション機器の取替	○		・カーワックス		○
・パンク修理		○	・ガラスクリーナー		○
・クーラー修理調整、ガス注入		○	・ポリッシュクリーナー		○
・プラグ交換		○	・洗剤		○
・ヒューズ、電球の交換		○	・ウインドウォッシャー液		○
・タイヤローテーション		○	・バッテリー液、不凍液（LLC）		○
・ホイルバランス調整		○	・オイルエレメント		○
・ベルトの交換（ファンベルト他）		○	・日常点検、整備に必要な消耗品		○
・バッテリー交換		○			
・その他の一般修理		○			
			６ その他		
			・有料道路の通行料	○	
３ 備品			・用務先における駐車料	○	
・タイヤの購入（経年劣化のみ）	○		・宿泊代実費	○	
・タイヤチェーン	○		・制服（スーツ）、作業服		○
・フロアマット	○		・自動車管理員連絡用携帯電話		○
・非常用信号用具	○		・用務遂行のための諸経費（電話代・昼食等）		○

※オイルは四季を通じて使用可能なものを使用することとし、冬季は不凍液を注入すること。
※その他、消耗品等は車種に適合した純正部品を使用すること。
※上記一覧に記載されていない項目については、甲・乙協議して負担区分を定める。
※備品については、当初の購入のみ甲が負担し、補充・交換については乙の負担とする。
※ナビは搭載されていません。（入替え後の車両にはナビが搭載されています。）
※宿泊代には夕朝食代を含むこと。宿泊先での用意が難しい場合は、甲が夕朝食代として合計で3,000円負担する。